

## 「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」作品募集

障がいのある人となない人との心のふれあいの体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」及び、障がいのある人に対する理解の促進等に資するもので、障がいのある人となない人の間の相互理解を促進する内容の「障害者週間のポスター」を、次のとおり募集します。

### <募集要項>

心の輪を広げる体験作文		
募集テーマ	出会い、ふれあい、心の輪 ー障がいのある人となない人との心のふれあいの体験を広げようー	
応募資格	鳥取県内に在住又は、鳥取県内に通学する小学生以上の方(特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む)	
応募方法	作文の題名及び内容	【題名】 自由 【内容】 障がいのある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。 なお、応募作品は未発表のもの1編に限る。
	応募区分	【小学生部門】、【中学生部門】及び【高校生・一般部門】の3部門とする。
	制限字数等	原則として400字詰原稿用紙(B4判縦書き)を使用する。 【小学生部門】、【中学生部門】: 2~4枚程度 【高校生・一般部門】: 4~6枚程度
	その他	・応募作品は原則として、返却しません。 ・題名、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、性別、職業又は学校名(学年)、電話・ファクシミリ番号、障がいの有無・程度、その他参考となる事項を書いた用紙を応募作品に添付してください。(様式1)
表彰	1)応募作品の中から審査会において審査し、部門ごとに最優秀作品及び優秀作品を選定し、表彰及び副賞を贈呈します。最優秀作品を内閣府へ推薦します。 2)応募者全員に県から記念品を贈呈します。	

障害者週間のポスター

募集テーマ	障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現(高齢者や子育て中の人なども含め、皆が互いの違いを認め、支え合う社会について描くことも可)
応募資格	鳥取県内に在住又は、鳥取県内に通学する小学生及び中学生の方(特別支援学校の小学部、中学部の児童生徒を含む)
応募方法	<p>内容</p> <p>【用途】 内閣府において最優秀賞に選定した1点を内閣府が作成する「障害者週間のポスター」の原画として使用する。</p> <p>【内容】 障がい者に対する理解の促進等に資し、障がいのある人となし人との間の相互理解を促進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生部門:造形的表現で訴えるものとし、標語その他の文字を入れないこととする。</li> <li>・中学生部門:標語その他の文字を入れることは差し支えないが、「12月3日～9日は障害者週間」の標語は、内閣府がポスター作成の際に入れるので使わないこととする。</li> </ul> <p>なお、応募作品は未発表のもの1点に限る。</p>
	<p>応募区分</p> <p>【小学生部門】【中学生部門】の2部門とする。</p>
	<p>規格、画材等</p> <p>【規格】 (大きさ)画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又は、いわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用する。これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼り付けることとする。 (作品の向き)縦位置(縦長)のみとする。(内閣府が「障害者週間のポスター」を作成する際のレイアウトの都合上)</p> <p>【画材等】 彩色及び画材は、自由とする。</p>
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募作品は原則として、返却しません。</li> <li>・題名、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、性別、学校名(学年)、電話・ファクシミリ番号、障がいの有無・程度、その他参考となる事項を書いた用紙を応募作品に添付してください。(様式2)</li> </ul>
表彰	<p>1)応募作品の中から審査会において審査し、各部門ごとに最優秀作品及び優秀作品を選定し、表彰及び副賞を贈呈します。最優秀作品を内閣府へ推薦します。</p> <p>2) <u>応募者全員に県からの記念品を贈呈します。</u></p>

応募期間

平成29年7月3日(月)から9月1日(金)まで(必着)

応募先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220  
電話 0857-26-7679 ファクシミリ 0857-26-8136

- ・ 作文及びポスター原画の入賞作品については、作品集を作成するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全国的な啓発広報に活用します。
- ・ 都道府県及び指定都市から推薦されたポスター原画等を展示する、障害者週間行事を東京で実施します。
- ・ 入賞作品の著作権は、内閣府に帰属するものとします。
- ・ 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- ・ 応募作品は、原則として返却しません。
- ・ いただいた個人情報については連絡のみに使用します。ただし、各部門の都道府県・指定都市からの推薦作品の応募者の氏名、学校名、学年又は年齢については、入賞作品の作品集等に掲載します。

主催

内閣府並びに都道府県及び指定都市

問い合わせ先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課  
電話 0857-26-7679 ファクシミリ 0857-26-8136  
鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課  
電話 0857-26-7924 ファクシミリ 0857-26-8101  
又は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付障害者施策担当  
電話 03-5253-2111 ファクシミリ 03-3581-0902

(様式1)

「心の輪を広げる体験作文」応募用紙	
部 門	小学生部門 中学生部門 高校生・一般部門
題 名	
住 所	
ふ り が な	
氏 名	
年齢（生年月日）・性別	
職業または学校名（学年）	
電話／ファクシミリ	/
障がいの有無／程度	有・無 /
そ の 他	

(様式2)

「障害者週間のポスター」応募用紙	
部 門	小学生部門 中学生部門
題 名	
住 所	
ふ り が な	
氏 名	
年齢（生年月日）・性別	
学校名（学年）	
電話／ファクシミリ	/
障がいの有無／程度	有・無 /
そ の 他	

平成  
29  
年度

さくひんほしゅう

# 作品募集

体験  
作文

ポスター

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。

「障害者週間」は、障害者があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害者に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。

内閣府では、この「障害者週間」の取組の一つとして、毎年、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するためには、障害及び障害者に対する理解を深めることがたいへん重要です。皆さんも身近な体験などをテーマに作文や絵にして応募してみませんか。

応募については、お住まいの都道府県・指定都市の担当課にお問い合わせください。



平成28年度「障害者週間のポスター」  
小学生部門 最優秀（内閣総理大臣）賞  
徳島県 徳島市加茂名南小学校 1年  
おかもと さき  
岡本彩佐さんの作品

## 心の輪を広げる

### 体験作文（題名は自由）

**体験作文**  
出会い、ふれあい、心の輪－障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう－ ※題名は自由に設定可能です。

応募資格 小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等学校の児童生徒を含む）

- ① 募集は、「小学生部門」、「中学生部門」及び「高校生・一般部門」の3部門。作品は未発表のもの1編に限りです。
- ② 作文の内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験を綴ったものとします。
- ③ 作文は、原則として400字詰原簿用紙（B4判縦書き）を使用し、「小学生部門」及び「中学生部門」については2～4枚程度、「高校生・一般部門」については4～6枚程度とします。
- ④ 応募作品には、題名、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、職業又は学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

## 障害者週間の

### ポスター

**ポスター**  
障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

応募資格 小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む）

- ① 募集は、「小学生部門」及び「中学生部門」の2部門。作品は未発表のもの1点に限りです。
- ② ポスターの内容は、障害者に対する理解の促進、障害のある人とない人の相互の理解促進に資するものとします。  
ア) 「小学生部門」においては、造形的表現で訴えるものとし、基本的には横断線の文字を入れないこととします。  
イ) 「中学生部門」においても、造形的表現で訴えるものとし、横断線の文字を入れることは差し支えありませんが、「12月3日～9日は障害者週間」に順ずる横断線は、内閣府がポスター作成の際に使用しますので入れないでください。
- ③ ポスターの規格は、国用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間のポスター」を作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）のみとします。彩色用紙は、自由です。
- ④ 応募作品には、題名、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。  
※既に公表されている作品や写真等は、資料として使用しないでください。

その他 最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間のポスター」の原画として使用します。

#### ● 募集期間

平成29年7月3日（月）～平成29年9月1日（金）



内閣府

内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

# 御応募・お問い合わせは、各都道府県・指定都市担当課までお願いいたします。

## 表彰

- ① 都道府県又は指定都市から推薦された作品は、「作文」については、部門ごとに最優秀賞1種、優秀賞3種及び佳作5種以内を過定します。「ポスター」については、部門ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点以内を過定します。
- ② 最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対しては、内閣府特命担当大臣又は内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰書を、佳作受賞者に対しては、表彰書を贈呈します。なお、最優秀賞受賞者に対しては、12月に東京で開催予定の表彰式に招待し、直接表彰を行います。
- ③ 最優秀賞の受賞については、より多くの方に機会を設ける必要があるため、「作文」及び「ポスター」のいずれかを通じて一度限りとなります。

## 入賞作品の活用等

- ① 入賞作品は、全国的な発売広報に活用します。
- ② 入賞作品の著作権は、内閣府に帰属します。
- ③ 応募作品は、原則として返却しません。
- ④ 個人情報連絡のみに使用します。ただし、各部門の都道府県・指定都市からの推薦作品の応募者の氏名、学校名、学年又は年齢については、入賞作品の作品集等に掲載します。

## 主催

内閣府並びに都道府県及び指定都市

## 後援

文部科学省、厚生労働省、社会福祉法人NHK厚生文化事業団、社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団、公益財団法人毎日新聞社会事業団、社会福祉法人読売光と愛の事業団、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

## 問い合わせ先

各都道府県・指定都市の担当課  
又は内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 障害者施策担当（TEL：03-5253-2111）へ

## 平成29年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 都道府県・指定都市担当窓口一覧

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
北海道	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	011-204-5278
青森県	健康福祉部障害福祉課	017-734-9307
岩手県	保健福祉部障がい保健福祉課	019-629-5447
宮城県	保健福祉部障害福祉課	022-211-2538
秋田県	健康福祉部障害福祉課	018-860-1331
山形県	健康福祉部障がい福祉課	023-630-2293
福島県	保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170
茨城県	保健福祉部障害福祉課	029-301-3375
栃木県	保健福祉部障害福祉課	028-623-3490
群馬県	健康福祉部障害政策課	027-226-2634
埼玉県	福祉部障害者福祉推進課	048-830-3294
千葉県	健康福祉部障害者福祉推進課	043-223-2338
東京都	福祉保健局障害者施策推進部計画課	03-5320-4143
神奈川県	保健福祉局福祉部障害福祉課	045-210-4709
新潟県	福祉保健部障害福祉課	025-280-5212
富山県	厚生部障害福祉課	076-444-3211
石川県	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1426
福井県	健康福祉部障害福祉課	0776-20-0338
山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460
長野県	健康福祉部障がい者支援課	026-235-7108
岐阜県	健康福祉部障害福祉課	058-272-8309
静岡県	健康福祉部障害者支援局障害者政策課	054-221-2328
愛知県	健康福祉部障害福祉課	052-954-6294
三重県	健康福祉部障がい福祉課	059-224-2274
滋賀県	健康医療福祉部障害福祉課	077-528-3541
京都府	健康福祉部障害者支援課	075-414-4601
大阪府	福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課	06-6944-6271
兵庫県	健康福祉部障害福祉局障害福祉課	078-362-9497
奈良県	健康福祉部障害福祉課	0742-27-8517
和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課	073-441-2531
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	0857-26-7679
島根県	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6009
岡山県	保健福祉部障害福祉課	086-226-7343
広島県	健康福祉局障害者支援課	082-513-3155

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
山口県	健康福祉部障害者支援課	083-933-2763
徳島県	保健福祉部障がい福祉課	088-621-2237
香川県	健康福祉部障害福祉課	087-832-3291
愛媛県	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	089-912-2423
高知県	地域福祉部障害保健福祉課	088-823-9663
福岡県	福祉労働部障がい福祉課	092-643-3264
佐賀県	健康福祉部障害福祉課	0952-25-7401
長崎県	福祉保健部障害福祉課	095-895-2451
熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	096-333-2235
大分県	福祉保健部障害福祉課	097-506-2723
宮崎県	福祉保健部障がい福祉課	0985-32-4468
鹿児島県	保健福祉部障害福祉課	099-286-2746
沖縄県	子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190
札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	011-211-2936
仙台市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	022-214-8163
さいたま市	保健福祉局福祉部障害政策課	048-829-1306
千葉市	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	043-245-5175
横浜市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	045-671-3604
川崎市	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	044-200-2928
相模原市	健康福祉局福祉部障害政策課	042-707-7055
新潟市	福祉部障がい福祉課	025-226-1247
静岡市	保健福祉局長寿局健康福祉部障害者福祉課	054-221-1197
浜松市	健康福祉部障害保健福祉課	053-457-2864
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	052-972-2585
京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室	075-222-4161
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8072
堺市	健康福祉局障害福祉部障害施策推進課	072-228-7818
神戸市	保健福祉局障害福祉部障害福祉課	078-322-6579
岡山市	保健福祉局障害福祉課	086-803-1236
広島市	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	082-504-2147
北九州市	保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課	093-582-5400
福岡市	保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課	092-711-4248
熊本市	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課	096-328-2519